水路使用等許可申請の流れ

以下の資料を用意し申請内容について
河港課と協議
・　平面図（土地利用計画含む）
・　断面図
・　現地写真　　等

↓

≪水路使用等許可申請≫２部
・　通路橋
・　給水管等設置
・　工事用足場設置　　等

※住環境整備条例に基づく
開発事前協議を伴う場合は、
内容を合わせて確認します。

↓
※１週間～１０日間
申請書に修正が必要な場合、
許可書交付までの期間が延びます。

河港課より許可書準備完了の電話連絡

↓

（有償の場合）
河港課窓口にて納付書受取り、
１階三井住友銀行にて年度内の使用料
を支払い

↓

（有償の場合、領収書確認後）
≪許可書≫の交付

↓
※現場施工を伴わない申請はここまでで完了

≪着手届≫の提出　１部

↓

現場施工

↓

≪完了届≫の提出　１部
完了検査

※許可条件を満たす施工が確認
できなければ、許可物件とは
なりません。

↓

（有償の場合）
毎年 4 月に 4～9 月、10 月～3 月の使用料
納付書を郵送します。
（使用許可の更新が必要なもの）
許可期間が切れる際に案内を郵送します。